

学校法人第二麻生学園 内部統制規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人第二麻生学園（以下「本法人」という。）寄附行為及び本法人内部統制システム整備の基本方針に基づき、本法人における内部統制システム推進のための体制及びその体制に基づくモニタリングに関し必要な事項を定めることにより、業務の有効性及び効率性の向上、法令等の遵守の促進、資産の保全並びに財務報告の信頼性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 内部統制

本法人の中期計画等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、本法人のミッションを有効且つ効率的に果たすため、理事長が組織内に整備し、運用する仕組みをいう。

(2) 内部統制システム

本法人の理事長、理事の職務の執行が、私立学校法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制をいう。

(3) 部局等

この規程での部局等とは、法人事務局、山口短期大学各学科及び事務室、山口短期大学附属広島幼稚園をいう。

(内部統制最高管理責任者)

第3条 本法人に、内部統制システムの整備及び運用について最終責任を負う者として、内部統制最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）を置き、理事長又は学長をもって充てる。

(内部統制管理責任者)

第4条 本法人に、内部統制システムの整備及び運用について管理させるため、内部統制管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、副理事長及び副学長をもって充てる。

2 管理責任者は、所掌する業務における内部統制システムの整備及び運用を推進し、その状況を把握し、監督する。

(内部統制部局管理責任者)

第5条 部局等に、当該部局における内部統制システムの整備及び運用を指揮監督させるため、内部統制部局管理責任者（以下「部局管理責任者」という。）を置き、法人事務局長、山口短期大学各学科長及び事務長、山口短期大学附属広島幼稚園長をもって充てる。

2 部局管理責任者は、当該部局の業務における内部統制システムの整備及び運用を推進するものとし、内部統制上の重大な問題を発見し、又は報告を受けた時は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、管理責任者に報告するものとする。

(教職員の責務)

第6条 教職員は、内部統制上の重大な問題が発生した時は、速やかに部局管理責任者に報告しなければならない。

2 教職員は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて、管理責任者又は監事に直接報告することができる。

(内部統制委員会)

第7条 本法人に、内部統制委員会（以下「委員会」という）を置き、学校法人第二麻生学園の管理運営等に関する協議会をもって充てる。

2 委員会は、管理責任者から、所管する業務に関する内部統制システムの運用状況について定期的に報告を受け、必要な改善策等について審議する。

(委員会以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認める時は、構成員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(モニタリング)

第9条 本法人の内部統制が有効に機能していることを監視し、及び継続的に評価するため、次の各号に掲げるモニタリングを行う。

(1) 日常的モニタリング

日常的モニタリングは、各業務における役員及び教職員の自己点検、相互牽制及び承認手続等により行う。

(2) 独立的評価

独立的評価は、学校法人第二麻生学園監事監査規程に基づき、監事が行う監査及び学校法人第二麻生学園内部監査規程に基づき内部監査機関が行う内部監査により行う。

2 最高管理責任者及び管理責任者は、モニタリングの結果を業務に適切に反映させ、内部統制システムの継続的な見直しを図るものとする。

(懲戒等)

第10条 本法人の役員及び評議員並びに教職員が、その業務の執行にあたり、法令及び寄附行為並びに諸規程に反する行為を行った場合、又は業務の執行に関し、その報告若しくは監督を怠ったことにより、本法人に重大な損害を及ぼすに至った場合は、法令及び寄附行為並びに諸規程に基づき、当該役員及び評議員並びに教職員に対して、懲戒を含む適切な処置を実施するものとする。

(事務)

第11条 内部統制に関する事務は、法人事務局総務課が所管する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

(附則)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。